

○酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱

令和8年6月22日

告示第83号

(趣旨)

第1条 この要綱は、酒々井町の産業振興及び活性化を図るため、酒々井町内の中小企業者に対し、予算の範囲内で酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、酒々井町補助金等交付規則（昭和35年酒々井町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業所 事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点をいう。ただし、仮設又は臨時等その設置が恒常的でないものを除く。
- (3) 町税等 町・県民税（個人住民税）、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (4) キャッシュレス決済 クレジットカード、デビットカード、電子マネー又はQRコード決済及びその他の電子的な決済手段であって、一般的な購買に繰り返し使用できるものをいう。
- (5) キャッシュレス決済端末等 キャッシュレス決済を行うために必要な電子機器及びその周辺機器のうち、補助金の交付対象となるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる条件のいずれも満たす中小企業者とする。

- (1) 町内に事業所を設置し、当該事業所において消費者と対面で決済を行う事を目的として、キャッシュレス決済端末等を導入すること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 個人事業主にあつては、補助金の交付申請までに町内に居住し、当町の住民基本台帳に記録されていること。
  - イ 法人にあつては、補助金の交付申請までに町内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
- (3) キャッシュレス決済を提供する事業者とキャッシュレス決済の導入及び運用に係る契約を締結すること。
- (4) 納付期限の到来した町税等を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 酒々井町暴力団排除条例（平成23年酒々井町条例第11号）に規定する暴力団員又は暴力団員と関係を有する中小企業者
- (2) 精算、破産、更生、承認援助又は特別清算に係る手続中である中小企業者

- (3) 政治又は宗教を目的とする事業を経営する中小企業者
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を経営する中小企業者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業を経営する中小企業者
- (6) 国又は地方公共団体から同様の補助を受けた中小企業者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が適正でないと認める事業を経営する中小企業者又は適正でないと認める中小企業者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付決定日から令和9年1月29日までの間に要し、かつ、別表に掲げるものの購入費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

2 別表に掲げるキャッシュレス決済端末等は、NFC（近距離無線通信）が利用できるものであって、かつ、Type-F（Felica）、Type-A及びType-Bいずれにも対応したものでなければならない。ただし、既にいずれかの規格に対応するキャッシュレス決済端末等を導入している中小企業者が、Type-F（Felica）、Type-A及びType-Bいずれの規格にも対応する目的で新たにキャッシュレス決済端末等を購入するときは、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

- (1) 中古品の購入費用
- (2) 割賦支払による費用
- (3) レンタル及びリースにより導入されたものの費用

（交付申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする中小企業者は、令和8年11月30日までに、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長へ申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の見積額及び内容が確認できる書類
- (2) 開業届の写し又は履歴事項全部証明書の写し
- (3) 中小企業者が経営する事業の内容を説明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、1中小企業者につき1回限りとする。

（交付決定及び却下）

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請を行った中小企業者へ通知しなければならない。

（変更申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた中小企業者（以下「補助事業者」という。）が第5条第1項の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金変更（中止）申請書（別記第3号様式）に、同項

各号に規定する書類（変更のあったものに限る。）を添付して町長に申請しなければならない。ただし、既に決定した補助金の額に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金変更（中止）決定通知書（別記第4号様式）により当該申請を行った補助事業者へ通知しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、令和9年1月29日までにキャッシュレス決済端末等の導入に係る事業を完了させ、かつ、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長へ報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (2) キャッシュレス決済端末等の購入日が確認できる書類
- (3) 導入したキャッシュレス決済端末等の設置状況が確認できる書類
- (4) キャッシュレス決済を提供する事業者との契約書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金額確定通知書（別記第6号様式）により、当該報告をした補助事業者へ通知しなければならない。

（交付請求）

第10条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、令和9年2月26日までに酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付請求書（別記第7号様式）により町長に請求しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第11条 補助事業者は、補助金を受ける権利を譲渡し、又は担保に供することはできない。

（調査及び報告）

第12条 補助事業者は、町長が補助金に係る事業について調査を行い、又は報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

（交付決定の取消し及び通知）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 法令及びこの要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しを行ったときは、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により当該補助事業者へ通知しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付された補助金の全部又は一部を補助金の交付決定の取消しの日から30日以内に返還するよう命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、キャッシュレス決済端末等を導入の日から5年間は町長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

(帳簿類の管理)

第16条 補助事業者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、キャッシュレス決済端末等を導入した日から5年間保管しなければならない。

(善管注意義務)

第17条 補助事業者は、本事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(実施状況等の報告)

第18条 町長は、必要と認めるときは、次に掲げる事項について補助事業者から報告を求め、又は帳簿その他証拠書類を調査することができる。

- (1) 補助事業の成果
- (2) 事業内容並びに収支及び決算等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日をもってその効力を失う。ただし、同日までに交付決定された補助金については、第12条から第17条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別 表（第4条関係）

種別	補助対象経費	補助率	上限
本体機器	次に掲げるものの購入費 (1) キャッシュレス決済端末本体機器 (2) オールインワン端末本体機器		
付属機器	次に掲げるものの購入費。ただし、付属機器は、本体機器を購入した場合に限り、補助対象経費に含めるものとする。 (1) 暗証番号入力用のキーパッド (2) 電子マネー決済用の非接触リーダーライター (3) バーコードリーダー (4) サインパッド (5) カスタマーディスプレイ (6) レシートプリンター (7) キャッシュレス決済端末に接続するコード類 (8) その他町長が認めるキャッシュレス決済関連機器	購入費の4分の3以内 (千円未満は切捨て)	10万円

別 記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 酒々井町長

(申請者) 住所

氏名

電話番号

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金の交付を受けたいので、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業所の所在地	酒々井町
中小企業者の名称	
事業内容	
補助事業の着手予定日	年 月 日
補助事業の完了予定日	年 月 日
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
添付書類	(1) 補助対象経費の見積額及び内容が確認できる書類 (2) 開業届の写し又は履歴事項全部証明書の写し (3) 中小企業者が経営する事業の内容を説明する書類 (4) その他町長が必要と認める書類
私は、キャッシュレス決済端末導入支援補助金の交付申請に当たり、申請時及び補助金の交付後 5 年間は、酒々井町職員が以下の情報について調査し、又は関係機関に照会することに同意します。 1 住所及び事業所の所在地 2 町税等の納付状況	
署名 _____	

第2号様式（第6条関係）

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付決定・却下通知書

酒々井町指令第 号  
年 月 日

住所  
事業所所在地  
中小企業者名称  
氏名 様

酒々井町長

年 月 日付けで申請のあった酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金については、下記のとおり決定・却下したので、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 却下理由

第3号様式（第7条関係）

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金変更（中止）申請書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

（申請者） 住所  
事業所所在地  
中小企業者名称  
氏名

年 月 日付け酒々井町指令第 号で交付決定のあった酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

交 付 決 定 日	年 月 日
交 付 決 定 額	円
変 更（中 止）理 由	
変 更 内 容	
変 更 後 の 申 請 額	円

第4号様式（第7条関係）

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金変更（中止）決定通知書

酒々井町指令第 号  
年 月 日

住所  
事業所等所在地  
事業者等名称  
氏名 様

酒々井町長

年 月 日付けで申請のあった酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金  
変更（中止）申請について、下記のとおり決定したので、酒々井町キャッシュレス決済端末導入  
支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更（中止）決定した中小企業者の名称
- 2 変更（中止）決定額 円
- 3 中小企業者が返還しなければならない額 円

第5号様式（第8条関係）

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

（報告者） 住所  
事業所所在地  
中小企業者名称  
氏名

年 月 日付け酒々井町指令第 号で交付決定のあった酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金について、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助対象経費	円
交付決定額	円
補助事業の着手日	年 月 日
補助事業の完了日	年 月 日
添付書類	(1) 補助対象経費の支払が確認できる書類 (2) キャッシュレス決済端末等の購入日が確認できる書類 (3) 導入したキャッシュレス決済端末等の設置状況が確認できる書類 (4) キャッシュレス決済を提供する事業者との契約書の写し (5) その他町長が必要と認める書類

第6号様式（第9条関係）

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金額確定通知書

酒々井町達第 号  
年 月 日

住所  
事業所所在地  
中小企業者名称  
氏名

様

酒々井町長

年 月 日付け酒々井町指令第 号をもって交付決定した酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金について、下記のとおり確定したので、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付確定額

円



第8号様式（第13条関係）

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付決定取消通知書

酒々井町指令第 号  
年 月 日

住所  
事業所等所在地  
事業者等名称  
氏名 様

酒々井町長

年 月 日付け酒々井町指令第 号をもって交付決定した酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取り消したので、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取り消した補助金の額 円
- 2 取消し後の補助金の額 円
- 3 取消し内容及びその理由